○厚生労働省告示第四百八十七号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第二項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関について、代表者を次のとおり変更する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十六年十二月二十五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

登録検査機関の名称	変更後の代表者の氏名	変更前の代表者の氏名	変更の日
一般財団法人化学研究評価機構	宗内　誠人	田中　正人	平成二十六年六月十九日
一般社団法人徳島県薬剤師会	水口　和生	元木　宏	平成二十六年六月二十四日
株式会社日本食品エコロジー研究所	小板橋和昭	松島　哲也	平成二十六年六月二十七日
公益財団法人愛知県学校給食会	加藤　高明	長谷川純一	平成二十六年六月二十七日

○厚生労働省告示第四百八十八号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第一項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関である株式会社東洋環境分析センターについて、平成二十六年五月七日をもって次の事業所を設置する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十六年十二月二十五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

設置する事業所の名称	設置する事業所の所在地
株式会社東洋環境分析センター福岡事業所	福岡県福岡市博多区井相田三丁目五番十号

○厚生労働省告示第四百八十九号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十三条第一項の規定に基づき、同法第四条第九項に規定する登録検査機関として、次のとおり登録したので、同法第四十五条第一号の規定に基づき公示する。

平成二十六年十二月二十五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	製品検査の種類	製品検査を行う事業所の名称及び所在地	登録年月日
株式会社エコプロ・リサーチ 井澤　典彦 静岡県静岡市清水区渋川百番地	食品衛生法第二十六条第一項から第三項までに規定する製品検査としての理化学的検査	株式会社エコプロ・リサーチ 静岡県静岡市清水区渋川百番地	平成二十六年七月十五日
株式会社環境管理センター 水落　憲吾 東京都八王子市散田町三丁目七番二十三号	食品衛生法第二十六条第一項から第三項までに規定する製品検査としての理化学的検査	株式会社環境管理センター　分析センター 東京都八王子市下恩方町三百二十三番地一	平成二十六年九月二十六日

○厚生労働省告示第四百九十号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第一項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関である株式会社東洋環境分析センターについて、平成二十六年五月六日をもって次の事業所を廃止する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十六年十二月二十五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

廃止する事業所の名称	廃止する事業所の所在地
株式会社東洋環境分析センター九州ラボラトリー	宮崎県宮崎市田代町百番地

○厚生労働省告示第四百九十一号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第二項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関について、平成二十六年四月一日をもってその名称及び当該登録検査機関が製品検査を行う事業所の名称を次のとおり変更する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十六年十二月二十五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

1　食品衛生法第四条第九項の登録検査機関の名称の変更

変更後の登録検査機関の名称	変更前の登録検査機関の名称
一般社団法人埼玉県食品衛生協会	社団法人埼玉県食品衛生協会

2　食品衛生法第四条第九項の登録検査機関が製品検査を行う事業所の名称の変更

登録検査機関の名称	変更後の事業所の名称	変更前の事業所の名称
一般社団法人埼玉県食品衛生協会	一般社団法人埼玉県食品衛生協会検査センター	社団法人埼玉県食品衛生協会検査センター

○厚生労働省告示第四百九十二号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第一項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関の製品検査を行う事業所の所在地を次のとおり変更する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十六年十二月二十五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

製品検査を行う事業所の名称	変更後の事業所の所在地	変更前の事業所の所在地	変更の日
公益財団法人兵庫県予防医学協会	兵庫県神戸市東灘区御影本町六丁目五番二号	兵庫県神戸市東灘区御影本町四丁目四番二十号	平成二十六年八月一日
エヌエス環境株式会社東北支社	宮城県仙台市宮城野区中野二丁目三番地の二	宮城県仙台市宮城野区中野字葦畔百四十番地	平成二十六年十一月一日
一般財団法人食品分析開発センターSUNATEC本部	三重県四日市市赤堀新町九番五号	三重県四日市市赤堀二丁目三番二十九号	平成二十六年十二月一日

○厚生労働省告示第四百九十三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十三条の八第二項の規定により、同法第二十三条の二の二十三第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた登録認証機関であるテュフズードジャパン株式会社について、その基準適合性認証の業務の範囲を次のように変更する旨の届出があったので、同法第二十三条の八第三項の規定に基づき公示する。

平成二十六年十二月二十五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久